

経支第273号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年6月2日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス新習志野ショッピングセンター
習志野市茜浜二丁目19番地26ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
SMFL みらいパートナーズ株式会社 代表取締役 上田明
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 開店時間を変更する小売業者の氏名又は名称
株式会社ミスターマックス
- 4 変更前の開店時刻
午前9時30分
- 5 変更後の開店時刻
午前9時
- 6 変更年月日
令和8年6月1日

二 届出年月日

令和8年5月15日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年6月2日から10月2日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 1 意見書の提出期間
令和8年6月2日から10月2日まで。
- 2 意見書の提出先
千葉県商工労働部経営支援課商業振興班
〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757